

役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人はくつる会(以下「法人」という。)の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員等の理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の報酬又は費用弁償としての手当(以下「報酬」という。)の額は、別表1により予算の範囲内において、理事長の定める額とする。

(常勤役員の報酬)

第4条 常勤役員の報酬月額は10万円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が職務のため、出張した時の費用弁償としての旅費の額及び支給については、法人の「旅費規定」に基づき行う。

2 前項の旅費を支給したときは、この規程による報酬は支給しない。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年12月 1日より施行する。

別表2については、平成22年 4月1日より施行する。

第4条については、平成25年 4月1日より施行する。

この規程は、平成29年 6月16日より施行する。

別表1（第3条関係）

職名等	理事会等の報酬又は費用弁償額	
	日額	3時間未満の場合
理事	10,000円	5,000円
監事	10,000円	5,000円
評議員	10,000円	5,000円
評議員選任・解任委員	10,000円	5,000円